

TOKYO 人権

●インタビュー／小酒部さやか

マタハラは人権問題かつ経済問題
多様な働き方を認めれば
ダイバーシティが進んだ国になる

●特集

誰もが尊重される
人権都市・東京を目指して

●合宿型ボランティア活動
「国際ワークキャンプ」



マタハラは**人権問題**かつ**経済問題**

多様な働き方を 認めれば ダイバーシティが 進んだ国になる

お さ か べ
小酒部さやかさん
(NPO法人マタニティハラスメント対策ネットワーク
通称：マタハラNet 代表理事)

妊娠・出産に理解のない職場での嫌がらせ、いわゆるマタニティ・ハラスメント（以下、マタハラ）に悩んだことを機に、仲間とともにNPOを立ち上げ、被害者支援に尽力してきた小酒部さやかさん。その功績が認められ、2015年3月に、米国内務

省が表彰する「世界の勇気ある女性賞」を日本人として初めて受賞しました。そんな小酒部さんに、マタハラの実態やマタハラを未然に防ぐためのヒント、そして、これからの社会や企業に必要なことなどについてお話しいただきました。

—小酒部さんはどのようなマタハラ被害に遭われたのですか？

私にとって「仕事」は、お金を稼ぐ手段であると同時に、自己実現の手段であり、自己肯定感を高めてくれる大切なものです。仕事も子育ても人生の一部分ですから、どちらか一方なんて選べません。だから、妊娠して子供を産んでも、仕事を続けていきたいと思っていました。

初めての妊娠が分かったとき、私一人がその仕事を任されていたせいで「迷惑はかけられない」という気持ちから、体調が悪くても職場では何も言わず、無理して出勤していたんです。その後、産科医に安静にするよう言われ仕事を休みましたが、結局は流産してしまいました。

しばらくして2度目の妊娠が分かりました。新しく宿った命を今度こそ大切にしたいから、すぐに上司に報告しました。私が休むことになったとしても支障が無いよう、仕事の情報を共有してほしいと頼んだのですが、上司は全く取り合ってくれませんでした。痛みがあったので病院へ行くと、流産の危険があるとの診断。自宅安静を余儀なくされ、再び会社を休むことになったんです。上司が私の仕事を引き継ぐことになったので、自宅で安静にしつつ、できる限り上司からの問い合わせにも対応していたのですが、何日かして上司が自宅へやって来て、4時間にもわたる退職強要を受けました。一見、私やお腹の子供を気遣ってくれているかのように見せかけていましたが、そうでなかったことは、後になってよくわかりました。休んでいると辞めさせられてしまうかもしれないと心配にな

り、無理して出勤することにしたのですが、その1週間後に2度目の流産をしました。悲しくて悲しくて、私は病院のベッドでずっと泣いていました。

その後、私は担当していた仕事を一方的に降ろされた上に、4人の上司から、さまざまな暴言を浴びて、退職を迫られたのです。2回も流産した上に、やりがいを感じていた仕事まで奪われることになって、私は悔しくて泣くしかありませんでした。けれども、夫が「仕事を辞めるのは別にかまわない。でも、この状況に一石投じよう」と背中を押してくれたんです。

労働局に相談したり、経緯報告書を作成したり、会社との話し合いを録音したりして、交渉に備えましたが、会社側はけっして非を認めませんでした。それで、^{わら} ^{すが} 藁をも縋る思いで「日本労働弁護団」のホットラインに電話をかけたんです。2人の弁護士が私についてくださることになり、地方裁判所に労働審判の申立をしましたが、会社からの答弁書は嘘だらけで納得できるものではありませんでした。しかし最終的には、私の要求がほぼ盛り込まれた調停案で解決することができました。

—マタハラ Net を 立ち上げようと思ったのはなぜですか？

今も多くの女性たちが、妊娠・出産を契機に、不当に仕事を辞めさせられ、泣き寝入りしています。

育児・介護休業法では、契約社員であっても育児・介護休業規定上に時短勤務は認められているし、男女雇用機会均等法では、妊娠を理由とした退職勧告は禁止されていますが、私のケースでも、会社は法律を無視していました。会社と闘っているとき、「ほかの被害者たちはどうしているんだろう？」と思い、ネットで検索してみました。何もマタハラの情報を見つけることはできませんでした。とても孤独で辛かったです…。それが、後にNPOを立ち上げようと思った理由です。

弁護士を通じて、他のマタハラ被害者たちと初めて出会うことができ、NPOを立ち上げて他の被害者を支援するようになってからは、同じ悩みを共有している多くの人たちと話をすることで私は元気づけられ、癒

されていきました。だから、仲間とつながって一番救われたのは、他の誰でもない私自身だったと思います。

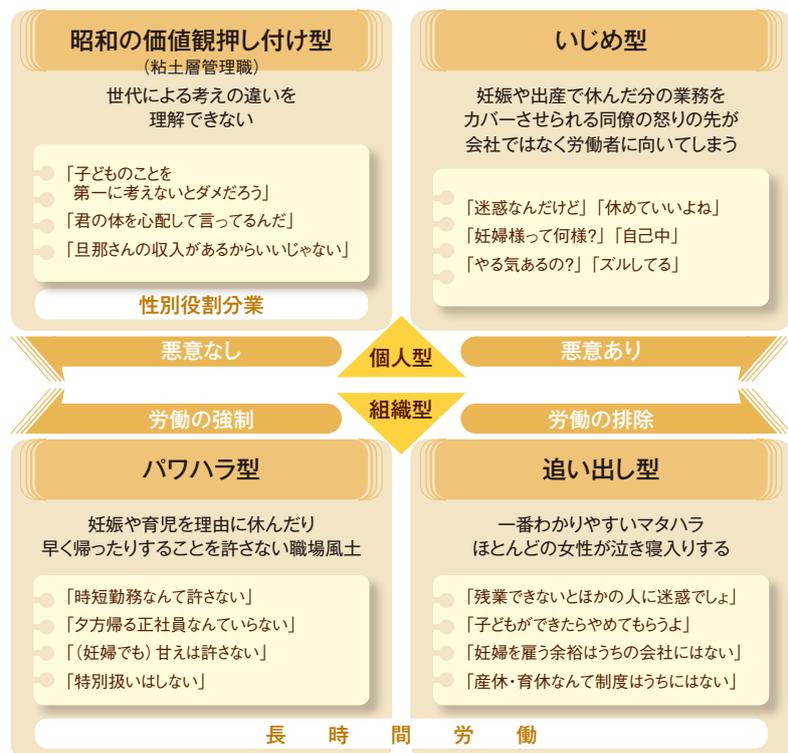
—マタハラ解決の社会的なメリットとは？

マタハラは「働き方の違いに対するハラスメント」ですから、人権問題であるだけでなく、労働問題でもあり、企業の経営に直結する経済問題でもあるんです。

これから先、人材の確保がいつそう難しくなっていくと言われていますが、多様な働き方を認めていかないと、企業も社会も経営が立ち行かなくなるでしょう。なぜなら、マタハラが横行する状況では、当然、パタニティ・ハラスメント（男性の育児休暇取得を阻むハラスメント）だけでなく、ケア・ハラスメント（介護休暇取得を阻むハラスメント）も起きるからです。団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年に、日本は「大介護時代」を迎えます。彼らの子供である40～50代の働き盛りの人たちが、両親の介護を担う時代に突入するのです。そのときに、多様な働き方が認められていなければ、大勢の人たちが介護離職に追い込まれることとなります。今でも、年間に約10万人もの人たちが介護離職しています。介護離職は、「収入が無く、医療費がかかる」という“負のスパイラル”に直結しやすい状況ですから、こうしたことが蔓延するのは、社会にとっても非常に深刻な問題です。

社員の多様な働き方を認めてマタハラを解決すれば、

4つのマタハラ類型



※セクハラ、パワハラと違い、「組織型」が多いのがマタハラの特徴

Copyright©2014 マタハラ Net - マタニティハラスメント対策ネットワーク - All Rights Reserved

パタハラも解決し、企業は貴重な人材の流出を防ぐことができ、それがケアハラの解決につながれば、将来直面しうる社会問題を未然に防ぐこともできるのです。

—『世界の勇気ある女性賞』を受賞したときのことを聞かせてください。

私たちの活動が評価され、海外からも応援されていることをとてもうれしく思いました。けれど同時に、再びバッシングに遭うのではないかと不安にもなりました。マタハラNetを立ち上げたとき、応援や共感のメールをたくさんいただきましたが、「仕事も子どもも両方欲しがらななんて欲張りだ」とか「契約社員のくせに声をあげるなんて常識外れだ」といったバッシングも多かったんです。それに、日本のこの恥ずかしいほどお粗末な現状を、世界にさらすことになるのも、気がかりでした。

でも、考えなおしたんです。2014年に世界経済フォーラム（WEF）が発表した社会進出における男女格差を示す指標「ジェンダーギャップ指数」で、日本は142か国中104位。これはやっぱりひどすぎる！だから、先進国の人は受賞しないというこの賞を、私があえて受賞することで、多くの人たちがこの問題に注目してくれて、日本がより良い国に変わる契機とすることができるなら、という期待を持って授賞式に臨むことにしました。

—今後、どのような活動をしていきたいと考えていますか？

価値観の多様性と、それを認めることの大切さを、幼いうちから子どもたちにも教えていくことが必要だと思います。今の時代は、家庭環境もさまざまですから、働き方も多様であるのが当然ですし、そのどれが優れているわけでも劣っているわけでもないということ、皆が理解していくことが大切なのではないでしょうか。

マタハラはハラスメントの全要素を含んでいるので、私は、マタハラの解決が、全てのハラスメントを解決することにつながると考えています。ハラスメントの加害者は、コミュニケーションの仕方を間違えていることに気づいていない人たちなので、マタハラ以外の場面でもハラスメントをしてしまう傾向にあります。加害者たちがマタハラの問題点を理解し、「こういう考えは相手を尊重していないことになるな」と少しずつ学んでいけば、セクハラやパワハラなど、他のハラスメントも減っていくだろうと思います。

企業の皆さんには、多様な働き方の必要性を理解し、受け入れていただけるよう、企業向けの講演や研修などをしながら、働き方改革を推進していきたいです。



また、社会貢献活動というものを、もっと広めていきたいですね。私は営利企業の社員からNPO法人の代表になりましたが、以前にも増して今の仕事にとってもやりがいを感じています。オフィスで働いてお給料をもらうのだけが仕事なのではなく、NPOなどの活動も社会にとって不可欠な仕事の一つなのだという考えが広まっていくといいなと思っています。

そして、日本を、多様な人が多様な形で働くことを認める国、ダイバーシティの進んだ国にしていきたいと思っています。「ダイバーシティの進んだ国」なんて言うと、難しく聞こえるかもしれませんが、要は「思いやりにあふれた、皆が暮らしやすい国」ということ。それを実現するお手伝いをすることが、今の私の夢です。

インタビュー／鎌田 晋明（東京都人権啓発センター 専門員） 編集／那須 桂
撮影（表紙・2～4ページ）／細谷 聡

profile



●小酒部さやか（おさかべ・さやか）

多摩美術大学美術学部グラフィックデザイン学科を卒業後、アートディレクターとして商品開発、平面広告、パッケージデザイン、CF制作に従事。その後、契約社員として転職した会社で、マタニティ・ハラスメントの被害に遭う。この時の経験をもとに、2014年7月、NPO法人マタニティハラスメント対策ネットワークを仲間とともに設立し、現在、代表理事を務める。2015年、「どうしたら日本の職場が女性と家族に配慮するかについて、国民的な議論を巻き起こした」ことが評価され、米国国務省が、女性の地位向上などに貢献した世界各地の新たな女性指導者たちをたたえるために創設した「世界の勇気ある女性賞」を、日本人として初めて受賞した。

『マタハラ問題』（仮） 筑摩書房 刊／2016年1月出版予定

●NPO法人マタハラNet

ホームページ <http://www.mataharanet.org/>
メールアドレス against.matahara@gmail.com

さまざまな文化や個性に触れ、多様性を認め合う

合宿型ボランティア活動「国際ワークキャンプ」

グローバル化が進むなかで、多文化理解や多様性の尊重は、ますます私たちに求められるようになりました。今回は、このテーマを体当たりで考える機会になりそうな「国際ワークキャンプ」をご紹介します。どのような活動なのか、主催団体であるNPO法人NICE（ナイス）の代表、^{かいざわしんいちろう}開澤真一郎さんに伺いました。

国際ワークキャンプは、世界中から集まった参加者が、国内外で地域の住民と一緒にいるボランティア活動です。具体的な活動内容は、難民や障害者の支援、学校やトイレの建設、森の手入れ、村祭りの運営、遺跡の発掘など、地域のニーズに応じて多岐にわたります。期間も、短期のものから1年間といった長期のものまで多彩です。活動期間中は、参加者全員で現地の公民館や学校などに泊まり込み、自炊をしながら共同生活をするのが大きな特徴です。

もともとこの取り組みは、第一次世界大戦後の1920年に、フランスとドイツの若者たちが共同で起こした平和運動が原点です。「戦争はお互いの理解不足で起きた」と考えた青年ボランティアたちは、戦争で荒らされたフランス郊外の農地再建に尽力しました。協力し合うことでお互いの理解を深めようとするこの活動が世界中に広がり、国際ワークキャンプへと発展したのです。現在は世界各国に主催団体が設立され、約95カ国で3,000種類に及ぶ国際ワークキャンプが実施されています。

その主催団体の一つとして、日本に拠点を置くのがNPO法人NICEです。1990年に、大学を休学し、ポーランドで国際ワークキャンプに参加した開澤真一郎さんが6人の仲間と立ち上げました。



開澤真一郎さん

当時の日本にはまだ国際ワークキャンプの窓口がなく、日本人が参加しづらいと感じたのが設立の理由です。NICEが理念として掲げる「カラフルでヘルシーな世の中」について、開澤さんは次のように語ります。「『カラフル』には、多様な人種や個性、生態系がそれぞれの持ち味で輝くこと、『ヘルシー』には、身体だけでなく、心や自然、文化、コミュニティを健康的な関係にしたいという思いを込めています」。

現在、NICEでは、海外の他団体が主催するプログラムに日本人の参加希望者を派遣するほか、国内外で年間300以上の国際ワークキャンプを開催して

います。参加者の年齢層は大学生を中心に80代までと幅広く、設立以来、NICEを通じて参加した人数は約6万人に上ります。



ベトナムのスラムで豚小屋作り

開澤さんは国際ワークキャンプの魅力を次のように語ります。「多様な国籍、年齢、性別、職業の人たちが集まって、泣いたり笑ったりしながら力を合わせる体験は、とても得難く貴重なものになると思うのです。また、一緒に活動する現地の住民の方々と、心の通った交流ができるのも楽しみの一つです。自宅に招かれてお酒を酌み交わしたり、おばあさんたちにダンスを教わったりと、観光や仕事ではなかなか経験できないことがたくさんあります」。

一方で、文化や習慣の違う者同士が共同生活をするため、食材の調理法や入浴時間などで些細なもめ事も起こります。しかし、開澤さんは「トラブルは歓迎すべきこと」といいます。「もちろん、現地に迷惑をかけるなど、活動に支障を来たような事態は防ぐべきです。しかし、それ以外のことであれば、きちんと話し合うことでお互いの理解が深まります。どんな人とも、話してみなければ何も始まらないのに、心に壁をつくるのはもったいないことです」。

国際ワークキャンプの醍醐味は、^{だいごみ}ぶつかり合いながらも、皆でさまざまな問題を解決していくプロセスにこそあるといえそうです。多様な文化を理解し、尊重し合う気持ちを育むきっかけの一つとして、この活動に参加してみたいはいかがでしょうか。

インタビュー/林 勝一（東京都人権啓発センター 専門員） 編集/小松亜子

もっと知りたい!

『世界のワークキャンプ 2015』
編集・制作 開澤真一郎 ほか / 発行 NPO法人 NICE

日本をはじめ、世界各地で行われている約3,000種類の国際ワークキャンプを一冊に集約。活動内容の紹介や参加者のレポートなどが充実している。



<取材先情報>

・NPO 法人 NICE (日本国際ワークキャンプセンター)
http://www.nice1.gr.jp/ TEL:03-3358-7140



誰もが尊重される 人権都市・東京を目指して

15年ぶりに改訂された 「東京都人権施策推進指針」

東京都がさまざまな施策を行う時に、人権に関わる考え方や方向性のよりどころとするのが「東京都人権施策推進指針」です。今年2015年8月、この指針が15年ぶりに改訂されました。指針の内容と東京都が目指す方向、そして、それが私たち都民の生活にどう関わってくるのかについて取材しました。

「東京都人権施策推進指針」 改訂の経緯

1994年に国連は「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。これを受け、1997年に国が地方公共団体に、自主的な人権教育の推進を期待し「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定。さらに東京都がこれを受けて、2000年に策定したのが「東京都人権施策推進指針」（以下、指針）です。

この指針は、東京都の人権施策の基本的な考え方や方向性などについて示したものです。策定から15年経った2015年現在、社会状況は当時とは大きく変化しました。最初に策定したときは、9項目を人権課題として取り上げました（表参照）。しかし今日では、インターネット上での誹謗中傷やプライバシーの侵害、北朝鮮による日本人拉致問題、東日本大震災被災者の人権問題、特定の民族や国籍の人に対し差別的な言動を行うヘイトスピーチなど、さまざまな人権問題が顕

2000年に
策定した際に
設定した課題
9項目

- 女性
- 子供
- 高齢者
- 障害者
- 同和問題
- アイヌの人々
- 外国人
- HIV感染者・ハンセン病患者等
- 犯罪被害者やその家族

+

2015年に
新たに
加えられた課題
7項目

- インターネットによる人権侵害
- 北朝鮮による拉致問題
- 災害に伴う人権問題
- ハラスメント
- 性同一性障害者
- 性的指向
- 路上生活者

在化してきています。

さらに、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことで、日本はこれまで以上に国際社会から人権への取り組みを求められることになりました。こうした状況を受け、東京都は指針を15年ぶりに改訂することを決定しました。

新たな指針に、さまざまな意見を反映するため、改訂の過程は常に公開されました。東京都のホームページでは現在も、世論調査の結果や寄せられたパブリックコメントなど、指針策定の経過を全て見ることができます。東京都がまず取り組んだのは、都民への世論調査でした。この調査結果をもとに、有識者懇談会で新しい指針をどうすべきか話し合われました。個別の人権課題の専門家に講師を依頼しての勉強会や、さまざまな人権問題の当事者の人たちからの意見聴取等を盛り込んだ7回の会合の後、懇談会から東京都に対し、最終的な提言が行われました。

改訂された指針の内容

東京都はこの提言を受け、新たな指針を策定しました。主なポイントは3つです。1つ目は「基本理念」の具体化、2つ目は「人権課題」の項目の追加、3つ目は「重点プロジェクト」の新たな策定です。

1つ目の「基本理念」では、人権の保障された国際都市を目指し、次のような「目指すべき東京の姿」を掲げました。

- ①人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京
 - ②あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京
 - ③多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京
- さらに指針では、この基本理念を具体化するために次の5つの考え方を尊重し、公平・公正な人権施策を展開することとしています。
- ①助け合い・思いやりの心の醸成
 - ②多様性への理解
 - ③自己実現の支援
 - ④公共性の視点
 - ⑤公平な機会の確保

2つ目の「人権課題」には、2000年の指針で取り

上げた9項目に、新たに7項目が追加されました（表参照）。

そして3つ目の「重点プロジェクト」は、人権尊重の理念を広く社会に発信し浸透させるため、重点的に取り組むこととして新たに掲げられたものです。

- ①オリンピック開催に向け、人権尊重都市「東京」を内外に向け発信
- ②幅広い都民に訴えかける大型啓発キャンペーンにより都民の人権意識を醸成
- ③人権施策を推進するための第三者機関の設置
- ④人権啓発拠点の機能強化

なお、東京都は、指針に示したこれらの理念や課題、プロジェクトに対し、人権施策を推進していくため、「啓発・教育」「救済・相談」「支援・連携」の3つの観点から取り組んでいくこととしています。

行政と都民、それぞれにとっての指針の意義

「改訂された指針には、現在の人権課題を網羅するようつとめました」と語るのは、2000年の指針策定



戸松秀典さん

と今回の改訂で、2度にわたり有識者懇談会の座長を務めた、学習院大学名誉教授で憲法学者の戸松秀典さんです。今回の有識者懇談会には、戸松さんの他に、人権問題や社会保障、精神保健の各専門家、弁護士など、幅広い分野から6名が委員

を務めました。戸松さんは、人権課題の現状をあらゆる観点から分析し、7回の懇談会で意見交換をし、可能な限り最善の提言をしたと言います。

「人権課題に取り組む具体的な活動は、本来、地方自治体が先頭に立つて行うべきものではないと思うのです。なぜなら、行政がいつも正しい方向に人々を導けるとは限らないからです。むしろ、地方自治体に求められるのは、中立で公正な姿勢と、一步引いた立場で人権課題の解決をバックアップするような施策を打つことなのです。そうしたことの基となる指針ですから、都民のみなさんのためになるよう、より良いものにできるよう心がけました」（戸松さん）。

しかし、日常的に人権を身近な問題として捉える機会はそれほどあるわけではありませんから、多くの人たちにとっては、この指針の意義を具体的に感じることは難しいかもしれません。

「都のさまざまな施策、例えば、学校や公共施設等を作り運営すること一つをとっても、この指針の考え

方が反映されることを想像してみてください。都民の人権を守るための確かな指針が、自分や家族が身を置く環境をより良いものにすると想像すると、指針の意義が理解できるのではないのでしょうか」（戸松さん）。

指針は東京都が区市町村や民間団体など、さまざまな組織と連携して何かを行おうとする時にも、方向性を共有するのに役立ちます。また、東京都が指針に基づいて人権啓発を行うことで、無意識に差別や人権侵害をしている人たちに気づきを促すことができ、これまで人権問題で苦しんできた人々を間接的に支援することもできるのです。

未来の東京のためにできること

東京都では今後、指針に基づき、さまざまな方法で人権啓発や人権教育を進めていくこととなります。例えば、テレビやインターネットなどマスメディアを活用することや、スポーツや文化団体との連携など、幅広い世代に関心を持ってもらえるよう、模索していくことになるでしょう。人権尊重の意識を押し付けるのではなく、都民がそれを自然に受け入れ実践できるように、創意工夫をこらした施策が期待されます。

「行政は、さまざまな人権課題の変化を敏感に受け止め、常に柔軟に対応して行ってほしいですね」と、東京都の今後について、戸松さんは理想を語りました。その一方で、本当は施策など無くとも、人権を尊重し合える社会になると良いとも言います。

「指針のテーマは煎じ詰めて言えば『人を大切にしましょう』ということにつきます。家庭や学校で、人権という言葉を試験勉強のように知識として植えつけるだけでは、本当の意味での人権啓発にはなりません。人の痛みを感じる、困っている人を助けること、国籍や宗教、文化の異なる相手を受け入れることなどを、日常生活で当たり前に行えるよう、大人が子どもの心に寄り添い、実践的に教えることが大切です。知識だけでなく、豊かで寛容な心を育むことこそ、人権の尊重された社会の実現に、まず必要なことだと思います」（戸松さん）。

今後、東京が国際都市としてますます発展していくためには、私たちの一人ひとりの、人権を尊重する心が、まさに欠かせないのです。

インタビュー / 鎌田 晋明（東京都人権啓発センター 専門員） 編集 / 小松 亜子

●「じんけんのとびら」(東京都総務局人権部)
<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/index.html>

●「東京都の人権施策」に関するWEBページ
<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/10jinken/tobira/sesaku01.html>
(指針の概要、本文、有識者懇談会の内容、都民からの意見と東京都の回答が見られる)

●「人権に関する世論調査」結果
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2014/04/60o48100.htm>

人権啓発行事のご案内

12月10日は世界人権デー
12月4日～12月10日は人権週間です。

「世界人権宣言」が国連総会で採択された記念日が「世界人権デー」です。日本ではこの日に先立つ1週間を「人権週間」としています。

- 都内の人権イベント
http://www.tokyo-jinken.or.jp/topics/jinken2015_ev6.html

人権週間行事
「講演と映画の集い in 練馬」

- 日時 平成27年12月8日(火) 13:30～17:00
- 会場 練馬区練馬文化センター 小ホール(練馬区練馬1-17-37)

人権週間行事
「講演と映画の集い in 稲城」

- 日時 平成27年12月13日(日) 13:30～17:00
- 会場 稲城市立iプラザ ホール(稲城市若葉台2-5-2)
- 上記2件のお問い合わせ 東京都 TEL 03-5388-2588

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です。

- 「つながる手、つながる心～考えてみよう、「命」について～」
- 日時 平成27年12月15日(火) 13:00～16:40
- 会場 ルネこだいら 中ホール(小平市美園1-8-5)
- お問い合わせ 小平市 TEL 042-346-9614
- 「一緒に考えよう 私たちにできること」
- 日時 平成27年12月18日(金) 13:00～15:40
- 会場 としまセンタースクエア(豊島区南池袋2-45-1)
- お問い合わせ 豊島区 TEL 03-3981-4451

東京都人権プラザ企画展
「人権ポスター展」

入場無料

当センターが人権週間にあわせて製作してきたポスターを回顧展示。自治体、企業などによるすぐれたポスターも展示。

- 会期 平成27年12月4日(金)～平成28年3月27日(日) 9:00～17:00
土日祝も開館。ただし12月29日～1月3日は休館。
- 会場 東京都人権プラザ展示室(台東区橋場1-1-6)
- お問い合わせ (公財) 東京都人権啓発センター 普及情報課
TEL 03-3876-5372 <http://www.tokyo-jinken.or.jp/>

夜間人権ホットライン

人権問題や日常生活上の法律問題について、弁護士による法律相談を電話でお受けします。

- 日時 平成27年12月10日(木) 17:00～20:00
- 相談電話 TEL 03-5808-0906 / 03-5808-0907
- お問い合わせ
(公財) 東京都人権啓発センター 相談担当 / TEL 03-3871-0212

11月16日～12月15日は
「東京都エイズ予防月間」です。



はじめよう「カンケーない」との関係。

昨年、都内でHIV感染が分かった人は512人でした。特に、20歳代は148人で、過去最多となりました。期間中は講演会等イベントを実施しています。これを機にHIV / エイズへの理解を深めましょう。

- HIV検査は、匿名無料で、保健所又は検査室で受けられます。東京都HIV検査情報Web <http://tokyo-kensa.jp/> 東京都HIV / エイズ電話相談 TEL 03-3292-9090
- 講演会
「働く世代に多いHIV/エイズ～誰もが働きやすい職場とは～」
日時:平成27年12月3日(木) 19:00～21:00
会場:コンファレンススクエア エムプラス
(千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル10F)
申込締切:11月26日(木) 消印有効。詳細、他のイベント情報は下記URLを御覧ください。

- お問い合わせ
東京都 福祉保健局 健康安全部
感染症対策課 エイズ対策係
TEL 03-5320-4487
- 東京都エイズ予防月間 情報ページ
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryu/kansen/aids/yobo_gekkan/index.html



12月10日～12月16日は
「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

「拉致被害者救出運動」写真パネル展

- 日時 平成27年12月10日(木)～16日(水) 9:30～17:30
- 会場 都庁第一本庁舎 南展望室
- お問い合わせ 東京都 TEL 03-5388-2588

(公財)東京都人権啓発センター賛助会員募集のご案内

皆様とパートナーシップを築き、人権意識の高揚、人権問題の解決に向けて、ともに手を携えてまいりたいとの趣旨から賛助会員制度を設けております。趣旨にご賛同いただき、ご加入下さるようご案内申し上げます。

- 個人賛助会員 一口 2,000円
- 団体賛助会員 一口 30,000円

- お問い合わせ
(公財) 東京都人権啓発センター 総務課 TEL 03-3876-5371

皆様 の 団体 会 員 の ご 様 子	(公財) 東京都中小企業振興公社	(一財) 東京都営交通協力会	東京臨海高速鉄道(株)	東京都商工会連合会	(一財) 東京都弘済会	東京港埠頭(株)
	(株) 首都圏環境美化センター	(一社) 東京都信用組合協会	(公財) 東京都環境公社	東京臨海熱供給(株)	自治労東京都本部	(株) ゆりかもめ
	(公財) 東京都歴史文化財団	東京都人権啓発企業連絡会	(有) 東京エイドセンター	(株) 東京ビッグサイト	(株) 東京交通会館	(有) 関東紙業
	(株) ミライト・テクノロジーズ	(公財) 東京都学校給食会	(公財) 東京しごと財団	(公財) 東京観光財団	東京食肉市場(株)	
	東京都中小企業団体中央会	(一社) 東京環境保全協会	東京都住宅供給公社	(公財) 東京税務協会	NPO 法人 TEOS	
	東京都下水道サービス(株)	(株) 東京国際フォーラム	東京都職員信用組合	(公大) 首都大学東京	(株) 日本アクセス	(順不同)

● 編集後記

つながりを持つことの難しさを考えると、SOSを発すること自体が楽ではないことがわかる。他者に助けを求めることができた当事者たちの力強さと、晴れ晴れとした笑顔にはいつも勇気づけられる(餃)

「人権に出会う一日」は多数のご参加をいただき無事終了した。しかし障害をもつ方々への配慮については反省が必要だ。障害者差別解消法の施行に向けて行事のあり方に関して検討をすすめたい(H)

TOKYO人権 Vol.68 2015年冬号
2015年11月20日発行(年4回発行)

- 制作・印刷 / 株式会社トライ
- 発行 / 公益財団法人 東京都人権啓発センター
〒111-0023 東京都台東区橋場1-1-6 東京都人権プラザ内
TEL 03-3876-5372 FAX 03-3874-8346
<http://www.tokyo-jinken.or.jp/>